

1. 計画の対象施設・分類の見直し 【第1章.4 計画の対象施設】

① 計画対象施設の見直し ⇒ 計画対象の公共施設は既存の247施設とします。

主な変更点	1	施設の数え方を変更【複合施設は施設全体で一つと数える】
	2	面積規模の小さい施設や、借用施設を計画対象から除外。
	3	計画対象とする施設を追加【クリーンセンター等】

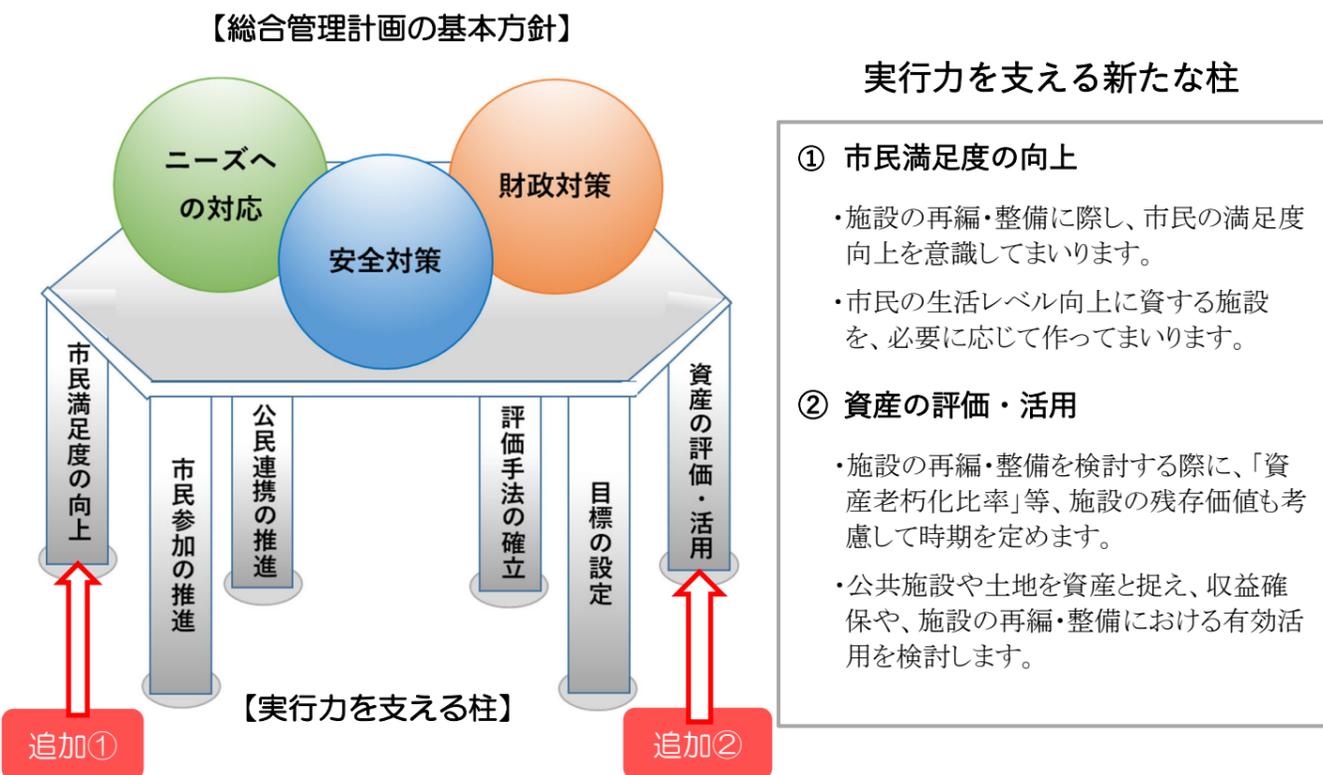
② 施設分類の見直し ⇒ 分類と具体的な施設を結び付きやすくするために変更します。

③ 計画の削減目標とする延床面積【12万㎡】の削減に変更はありません。

2. 実行力を支える柱の追加

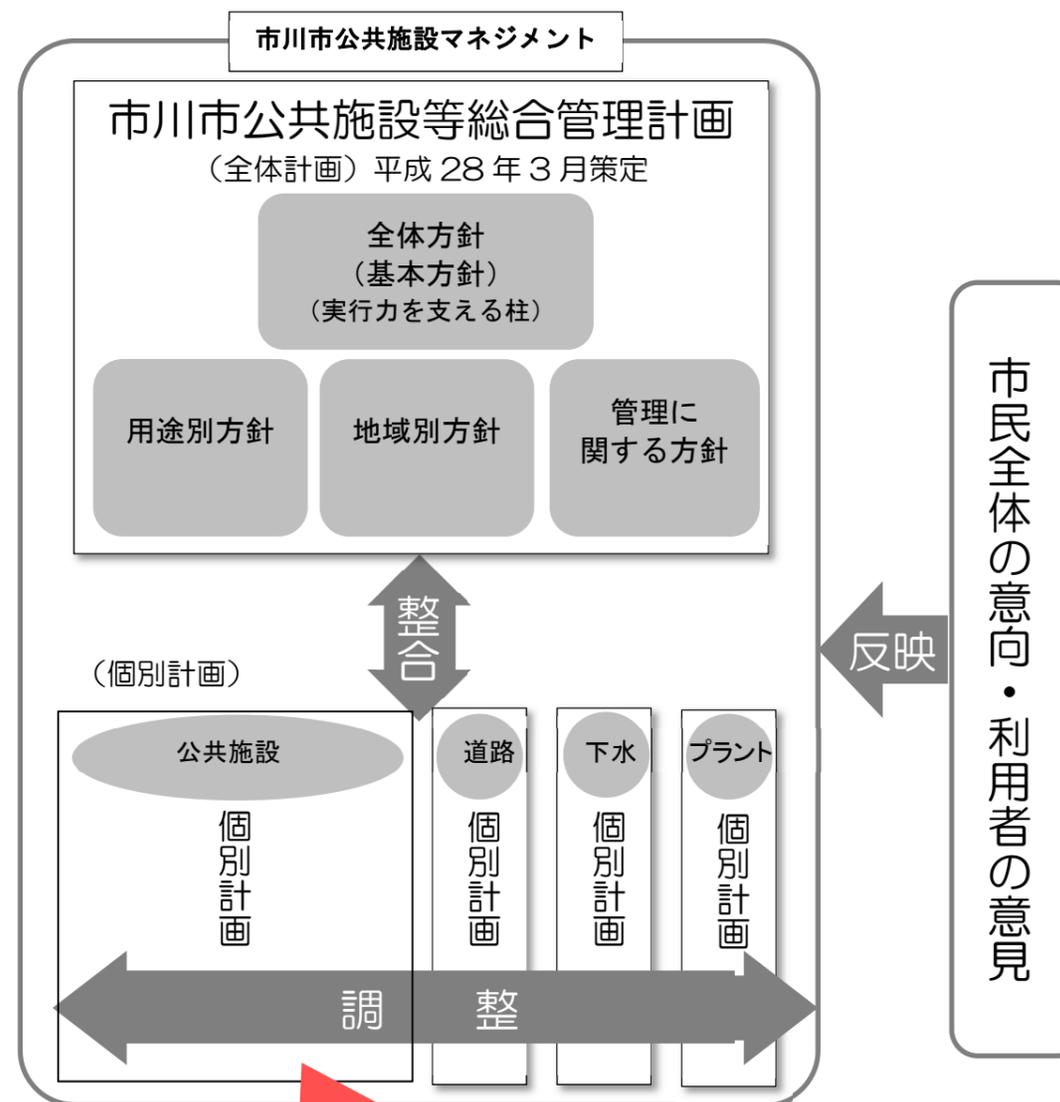
【第3章 1.基本方針等・(1) 全体方針 (3) 実行力を支える柱】

- 個別計画を策定する中で気付いた着眼点や必要な項目を、実行力を支える新たな柱として追加します。



3. 公共施設マネジメント体系の変更 【第5章 1.計画の進行】

- 公共施設個別計画の完成時期を平成29年度末から平成31年度中期に変更します。
- 公共施設マネジメントの体系を以下のように改めます。



※ 公共施設の個別計画は用途単位ではなく、全体を一つの計画にまとめます。